

平成31年度

# 国民健康保険税について

## ①) 納税義務者は世帯主

平成31年度の「国民健康保険税納税通知書」を7月12日(金)に発送します。

国民健康保険税は、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主に課税されます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の世帯主に課税されます。

## ②) 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、医療保険に係る医療分、後期高齢者支援金等に要する費用としての後期高齢者支援分及び介護保険に要する費用としての介護分（40歳から64歳までの方のみ）を合算した金額で計算します。国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援分・介護分は下表の計算式に基づき計算します。なお、課税限度額を超える課税はされません。本年度の税率及び課税限度額は下線部のとおり変更になります。

		平成30年度	平成31年度
医療分	所得割	加入者の平成29年中の総所得金額等から、33万円を差し引いた額の5.44% (-0.25%)	加入者の平成30年中の総所得金額等から、33万円を差し引いた額の <u>5.19%</u> <u>(-0.25%)</u>
	均等割	加入者1人当たり21,670円	加入者1人当たり <u>21,050円</u> <u>(-620円)</u>
	平等割	1世帯当たり15,430円	1世帯当たり <u>14,950円</u> <u>(-480円)</u>
	課税限度額	58万円	<u>61万円</u> <u>(+3万円)</u>
後期高齢者支援分	所得割	加入者の平成29年中の総所得金額等から、33万円を差し引いた額の2.23%	加入者の平成30年中の総所得金額等から、33万円を差し引いた額の <u>2.24%</u> <u>(+0.01%)</u>
	均等割	加入者1人当たり8,840円	加入者1人当たり <u>9,020円</u> <u>(+180円)</u>
	平等割	1世帯当たり6,300円	1世帯当たり <u>6,400円</u> <u>(+100円)</u>
	課税限度額	19万円	19万円
介護分 <small>40歳～64歳</small>	所得割	加入者の平成29年中の総所得金額等から、33万円を差し引いた額の1.88%	加入者の平成30年中の総所得金額等から、33万円を差し引いた額の <u>1.76%</u> <u>(-0.12%)</u>
	均等割	加入者1人当たり9,810円	加入者1人当たり <u>9,160円</u> <u>(-650円)</u>
	平等割	1世帯当たり4,730円	1世帯当たり <u>4,350円</u> <u>(-380円)</u>
	課税限度額	16万円	16万円

\*介護分の課税限度額は国民健康保険税で課税される分のみとなります。 \*( )は平成30年度と現行税率との比較です。

## 国民健康保険税の計算例

### □例1 世帯主A(42歳)の場合

- ・世帯主 A (42歳、前年収入 500万円(所得 346万円))
- ・妻 B (41歳、前年所得なし)
- ・子ども (5歳) と (2歳) (40歳未満のため介護分は非該当)



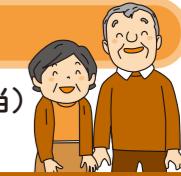
	所得割	均等割	平等割	加入月	小計
①医療分	346万 -33万 =313万 313万 ×5.19% =162,447	+ 21,050×4人 =84,200	+ 14,950	× $\frac{12}{12}$	= 261,500
②後期高齢者支援分	346万 -33万 =313万 313万 ×2.24% =70,112	+ 9,020×4人 =36,080	+ 6,400	× $\frac{12}{12}$	= 112,500
③介護分	346万 -33万 =313万 313万 ×1.76% =55,088	+ 9,160×2人 =18,320	+ 4,350	× $\frac{12}{12}$	= 77,700

個々(医療分、支援分、介護分)で100円未満切捨て後、合計した金額が年税額です。

合計 451,700円

### □例2 世帯主C(70歳)の場合

- ・世帯主C(70歳) 年金収入300万(所得:180万円)(65歳以上のため介護分は非該当)
- ・妻B(66歳)年金収入100万(所得:なし)(65歳以上のため介護分は非該当)



	所得割	均等割	平等割	加入月	小計
①医療分	180万 -33万 =147万 147万 ×5.19% =76,293	+ 21,050×2人 =42,100	+ 14,950	× $\frac{12}{12}$	= 133,300
②後期高齢者支援分	180万 -33万 =147万 147万 ×2.24% =32,928	+ 9,020×2人 =18,040	+ 6,400	× $\frac{12}{12}$	= 57,300
③介護分					

個々(医療分、支援分、介護分)で100円未満切捨て後、合計した金額が年税額です。

※元号を改める政令が施行された5月1日から元号が「令和」に改められました。今年度の課税の年度表記は平成31年度としていますが、法律上の効果が変わることはありません。

合計 190,600円

## 問い合わせ先

安城市役所 国保年金課 国保係(本庁舎1階9番窓口)

電話 0566-71-2230(直通) 0566-76-1111(代表)

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

安城市役所ホームページ (<https://www.city.anjo.aichi.jp>)

### 3. 納期の変更について

#### 5 減免制度一覧表

	減免種類	所得制限	減免額	申請に必要なもの
1	〈所得割減免〉 国保加入者の 死亡、病気（療養期間が 6ヶ月以上のもの）、失業、 廃業等により、平成31年 及び令和元年中の総所得 金額等の見込額が平成30 年の総所得金額等の2分 の1以下に減少すると認め られる場合	世帯主と国 保加入者の 平成30年中 の総所得金 額等が <u>300万円以下</u>	当該理由が 発生した日 以降に到来 する納期限 に係る納付 額のうち、 所得割額の 2分の1に相 当する額	①世帯主と国保加入者全 員の平成30年中と平成 31年及び令和元年中の 所得金額が分かるもの (源泉徴収票や収支計算 書など) ②所得減少の理由を証明 する書類 (診断書、離職証明書、 廃業届の写しなど) ③認め印
2	〈災害減免〉 震災・風水害・火災等の 災害により、世帯主又は国 保加入者が居住している住 宅・家財の価格の10分の 3以上の損害を受けた場合 (損害額は火災保険等によ り補てんされる額を除きま す。)	世帯主と国 保加入者の 平成30年中 の総所得金 額等が <u>1,000万円 以下</u>	災害を受け た日以降に 到来する納 期限に係る 納付額の8 分の1から 全額	①り災証明書又は被災証 明書 ②認め印
3	〈医療費助成者に対する減 免〉 国保加入者が心身障害者、 母子・父子家庭、精神障 害者の医療費助成の受給 者又は受給資格を有し、 法令等により他の医療給付 を受けている場合	世帯主と国 保加入者の 平成30年中 の総所得金 額等が <u>150万円以下</u>	当該理由が 発生した日 以降に到来 する納期限 に係る納付 額のうち、 所得割額の 10分の2に 相当する額	①医療費受給者証又は受 給者認定書 ②認め印
4	〈生活保護受給者に対する 減免〉		当該理由が 発生した日 以降に到来 する納期限 に係る納付 額	①認め印
5	〈刑事施設入所者に対する 減免〉	国民健康保 険法第59条 に該当する 期間に相当 する額	国民健康保 険法第59条 に該当する 期間に相当 する額	①刑事施設に入所してい た期間が分かるもの (在所証明書など) ②認め印

平成30年度以降、第9期（3月末納期）を新たに設け、1回ごとの納付額の負担軽減を図っています。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※年金から徴収（特別徴収）の方の納期は、変更ありません（年6回）。

### 4. 軽減・減免制度について

#### ① 所得の少ない世帯に対する7・5・2割軽減

世帯主とその世帯に属する被保険者の前年中の所得の合計額が次の条件を満たす世帯は、**均等割**と**平等割**がそれぞれの軽減割合に応じて自動的に軽減されます。

**本年度から軽減判定が下線部のとおり変更になります。**

軽減割合	平成30年度	平成31年度
<b>7割軽減</b>	総所得金額等が33万円以下	総所得金額等が33万円以下
<b>5割軽減</b>	総所得金額等が 33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	総所得金額等が 33万円+( <u>28万円</u> ×被保険者数)以下
<b>2割軽減</b>	総所得金額等が 33万円+(50万円×被保険者数)以下	総所得金額等が 33万円+( <u>51万円</u> ×被保険者数)以下

※世帯の前年中の所得内容が確認できない場合は軽減されません。

**平成30年中の収入について申告をしていない方は必ず申告をしてください。**

#### ② 国保から後期高齢者医療制度への移行により単身世帯となる場合の軽減

特定同一世帯所属者と同一の世帯に国保の加入者が1名のみである世帯について、  
保険税の医療分と後期高齢者支援分の平等割が5年間2分の1減額になり、その後、  
3年間4分の1減額になります。（申請不要）

#### ※特定同一世帯所属者とは

後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する方をいいます。

ア：国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方

イ：後期高齢者医療保険の被保険者の資格取得日から同一世帯の世帯主と継続して同一世帯にいる方

#### ③ 旧被扶養者の減免期間の変更について

後期高齢者医療制度における類似の軽減措置の見直しを踏まえ、均等割・平等割の減免については国保に加入して2年（24ヶ月）の間に限り行うこととなりました。また、既に国保に加入して2年を超えている方は、平成31年度の課税から均等割・平等割の減免が適用されません。所得割の減免については、2年を超えて引き続き適用されます。

#### ④ 非自発的な理由により離職をされた方への軽減（要申請）

非自発的な理由により離職をされた方で、雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」として失業給付等を受ける場合には、前年中の給与所得を100分の30に軽減して、国民健康保険税を計算します。

なお、給与所得が少額の場合は、国民健康保険税が減額されないことがあります。

項目	内 容
対象者	雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が次のいずれかに該当する方 (ア)特定受給資格者（倒産、解雇等による離職）… 11・12・21・22・31・32 (イ)特定理由離職者（雇い止め等による離職）… 23・33・34
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで
申請に必要なもの	①マイナンバーのわかるもの（※） ②認め印

※マイナンバーにより、離職月及び離職理由が確認できなかった場合は、雇用保険受給資格者証の提示が必要です。